

## 荒尾市移住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、荒尾市内に定住する意思をもって住宅を取得し、転入した者に対して予算の範囲内で交付する荒尾市移住促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、荒尾市補助金等交付規則（平成20年規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する専用住宅及び併用住宅をいう。
- (2) 取得 自己の居住の用に供するために、市内に新築住宅、建売住宅又は中古住宅を購入し、当該住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記を行うことをいう。
- (3) 定住 3年以上居住する意思をもって市の住民基本台帳に記載され、その生活基盤が市内にあることをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、令和2年4月1日以後に住宅を取得した所有者（当該住宅の取得に係る登記上の所有権が共有の場合は、その代表者）で、定住のために市内に転入したものであって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 住宅の取得に係る費用が15万円以上であること。

- (2) 荒尾市に転入する直前に、連続して1年以上市外の市区町村に住所を有していたこと。
- (3) 補助金の交付申請時において、本市に定住していること。
- (4) 補助対象者及び同居家族世帯全員に市税の滞納（前住所地の滞納を含む。第5条第6号において同じ。）がないこと。
- (5) 荒尾市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第2条第1項に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、15万円とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、荒尾市移住促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 世帯全員の戸籍の附票の写し（荒尾市に転入する直前に、連続して1年以上市外の市区町村に住所を有していたことが分かるもの）
- (4) 契約書の写し
- (5) 家屋の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (6) 世帯全員に市税の滞納がないことを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内

容を審査の上、交付の可否を決定し、荒尾市移住促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を請求するときは、荒尾市移住促進補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、第6条の規定により交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、荒尾市移住促進補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付申請に虚偽があったとき。
- (2) 補助金の交付を受けてから3年以内に市外に転出したとき。  
ただし、転勤等による一時的な転出であるときを除く。
- (3) 補助金の交付を受けてから3年以内に、当該世帯に市税の滞納が生じたとき。ただし、相当の理由があると市長が認めたときを除く。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対し、荒尾市移住促進補助金返還命令書（様式第6号）により期限を定めて、当該補助金の全額に相当する額の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。